



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 20 日(火)
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (77) (子ども発達支援室) 3
	港湾法施行細則の一部を改正する規則 (78) (空港港湾課) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新型インフルエンザの予防接種の開始に伴い、総合療育センター及び鳥取療育園における新型インフルエンザの予防接種料を定める。

2 規則の概要

(1) 総合療育センター及び鳥取療育園の利用における新型インフルエンザの1回当たりの予防接種料は、3,600円(1回目の予防接種を総合療育センター又は鳥取療育園において受けた者が2回目の予防接種を同じ施設において受ける場合にあっては、2,550円)とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

港湾法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

港湾利用者の利便性を向上させるため、港湾施設使用等許可の申請書について、国の定める共通様式を使用できるように所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 港湾施設使用等許可の申請書の様式を国内共通様式に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第77号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「別表細目」という。）を当該別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前					
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）					
施設名	項目	1回当たりの使用料の額		施設名	項目	1回当たりの使用料の額			
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 予 防接 種	(1) インフル エンザ（感染 症の予防及び 感染症の患者 に対する医療 に関する法律 （平成10年法 律第114号。 以下「感染症 予防法」とい う。）第6条 第6項第1号 に規定するイ ンフルエンザ をいう。以下 同じ。）		3,730円	鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 予 防接 種	(1) インフル エンザ		3,730円
		(2) 新型イン フルエンザ （感染症予防 法第6条第7 項第1号に規		3,600円（1回目を 同施設において受 けた者が2回目を 同施設において受 ける場合にあって					

		定する新型インフルエンザをいい、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH1N1であるものに限る。以下同じ。)	は、2,550円)				
		(3) 略				(2) 略	
		(4) 略				(3) 略	
		(5) 略				(4) 略	
		(6) 略				(5) 略	
		(7) 略				(6) 略	
		(8) 略				(7) 略	
	2	略			2	略	
鳥取県立鳥取療育園	予防接種	(1) インフルエンザ	3,730円	鳥取県立鳥取療育園	予防接種	インフルエンザ	3,730円
		(2) 新型インフルエンザ	3,600円(1回目を同施設において受けた者が2回目を同施設において受ける場合にあっては、2,550円)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第78号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

第1条 港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県港湾法施行細則</u>	<u>港湾法施行細則</u>
（制限区域への立入りの特例） <u>第2条</u> 略	（制限区域への立入りの特例） <u>第1条の2</u> 略
（制限期間の公示方法） <u>第3条</u> 略	（制限期間の公示方法） <u>第1条の3</u> 略
（禁止行為） <u>第4条</u> 略	（禁止行為） <u>第1条の4</u> 略
（使用等の許可の申請） <u>第5条</u> 条例第3条第1項又は第4項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号（ <u>次の各号に掲げる使用等の許可を申請する場合にあっては、当該各号に定める様式</u> ）による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。 <u>(1) 小型船舶係留施設使用許可 様式第2号</u> <u>(2) 港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可 様式第3号</u>	（使用等の許可の申請） <u>第2条</u> 条例第3条第1項又は第4項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。

<p>(3) <u>船舶給水施設使用許可</u> 様式第4号</p> <p>(4) <u>荷役機械使用許可</u> 様式第5号</p> <p>(5) <u>港湾施設工作物設置許可</u> 様式第6号</p> <p>2 <u>使用等の許可のうち次の各号に掲げるものを受けようとする者は、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第2号(荷さばき地又は野積場に係るものに限る。)</u>又は第5号に掲げる使用等の許可次に掲げる書類</p> <p>ア <u>位置図</u></p> <p>イ <u>平面図</u></p> <p>ウ <u>構造図</u></p> <p>エ <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる使用等の許可(上屋に係るものに限る。)</u> 前号エに掲げる書類</p> <p>3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、使用等の許可を受けたときは、速やかに当該使用等の許可に係る申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第6条</u> 条例第3条の2第1項の許可を受けようとする者は、<u>様式第7号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>様式第8号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(給水施設の使用料の特例に係る時間)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(占有等の許可の申請)</p> <p><u>第9条</u> 法第37条第1項又は第56条第1項の規定による許可(以下「占有等の許可」という。)を受けようとする者は、<u>次の各号に掲げる占有等の許可の区分</u></p>	<p>2 前項の申請書には、<u>岸壁、物揚場又はボートパークを係留のために使用する場合及び船舶のための給水施設を使用する場合を除き、次の各号に掲げる書類(上屋を使用する場合にあっては、第4号に掲げる書類に限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>位置図</u></p> <p>(2) <u>平面図</u></p> <p>(3) <u>構造図</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、使用等の許可を受けたときは、速やかに当該使用等の許可に係る<u>様式第1号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第2条の2</u> 条例第3条の2第1項の許可を受けようとする者は、<u>様式第1号の2</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>様式第2号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(給水施設の使用料の特例に係る時間)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(占有等の許可の申請)</p> <p><u>第5条</u> 法第37条第1項又は第56条第1項の規定による許可(以下「占有等の許可」という。)を受けようとする者は、<u>様式第3号</u>による申請書を知事に提出</p>
---	--

<p>に応じ、当該各号に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>占用許可</u> 様式第9号</p> <p>(2) <u>土砂採取許可</u> 様式第10号</p> <p>(3) <u>港湾施設建設等許可</u> 様式第11号</p> <p>2 略</p> <p>(占用の期間)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(占用等の完了の届出)</p> <p><u>第11条</u> 占用等の許可を受けた者(以下「<u>占有者等</u>」という。)は、当該占用等の許可に係る行為を完了したときは、速やかに、<u>様式第12号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(住所等の変更の届出)</p> <p><u>第12条</u> 占有者等は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、<u>様式第13号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(許可に係る行為の廃止の届出)</p> <p><u>第13条</u> 占有者等は、占用等の許可に係る行為を廃止したときは、速やかに、<u>様式第14号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(書類の提出)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(占用の期間)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(占用等の完了の届出)</p> <p><u>第7条</u> 占用等の許可を受けた者(以下「<u>占有者等</u>」という。)は、当該占用等の許可に係る行為を完了したときは、速やかに、<u>様式第4号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(住所等の変更の届出)</p> <p><u>第8条</u> 占有者等は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、<u>様式第5号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(許可に係る行為の廃止の届出)</p> <p><u>第9条</u> 占有者等は、占用等の許可に係る行為を廃止したときは、速やかに、<u>様式第6号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(書類の提出)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>
--	---

第2条 港湾法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

係留施設使用許可申請書

職 氏名 様

船長氏名

申請者名

申請者住所

【 外航・内航 】

担当者名・連絡先

申請者コード	
船名	IMO(国際海事機構)番号(又は船舶番号・漁船登録番号)
船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】/【汽船・機船・機帆船・その他】
国籍	船籍港

情報	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号（信号符字）	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
船主等情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号			（コード）
	（名前）			
	（住所）			
	（電話番号又はFAX番号）			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること）			
	（名前）			（コード）
	（住所）			
	（電話番号又はFAX番号）			
	代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号			（コード）
	（名前）			
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設（希望船席）名称・場所		（コード）	
	着岸（予定）日時 月 日 時 分		離岸（予定）日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分【入港・移動】	着岸舷側【左舷・右舷】	（被）接舷船名	最大喫水（入港から出港まで） （m）
	航路名		【優先指定・定期・不定期】	
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 （入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】（予定日時） 月 日 時 分			

船名		IMO（国際海事機構）番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
入港予定港	（種類） （数量）	（種類）	（数量）
その他本邦の港 （入港予			

情報	定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
	危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
		入港時		
出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号			
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有・無 】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)		
	保障契約を有していない場合の記入事項	保険者等の氏名又は名称		
		保障契約の証書の番号		
		保障契約の有効期間		
		燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【 なっている・なっていない 】	
保障限度額				
過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有・無 】				
備考	使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分	使用料
		まで		

注1 「申請者名」の欄については、署名又は記名押印すること。

注2 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符字)のみ記載すること。

注3 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注4 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注5 「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注6 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注7 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注8 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約（千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。）の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の付属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注9 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合には、いずれか一方に記入すること。

様式第6号中「（第9条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第5号中「（第8条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第4号中「（第7条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第3号を削る。

様式第2号中「（第3条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第9号（第9条関係）

占用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

港湾法第37条第1項（第56条第1項）の規定による水域（公共空地）の占用の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	
占用の面積又は 数量	
占 用 の 期 間	

工 事 の 期 間	
工事の実施方法	
そ の 他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号（第9条関係）

土砂採取許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

港湾法第37条第1項（第56条第1項）の規定による土砂の採取の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
採 取 の 目 的	
採 取 の 場 所	
土 砂 の 種 類	
採 取 量	
採 取 の 期 間	
採 取 の 方 法	
そ の 他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号（第9条関係）

港湾施設建設等許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による港湾施設等の建設(改良)の許可を受けたいので、鳥取県港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
目 的	
場 所	
施 設 の 種 類	
工 事 の 期 間	
工事の実施方法	
そ の 他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の2中「(第2条の2関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第1号の次に次の5様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

小型船舶係留施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり係留施設を使用したいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定により申請します。

記

船名		総トン数	トン
船体全長	m	最大幅	m

所有者の住所及び 氏名			
係留場所（港湾名及び港湾施設名）	港 号岸壁（物揚場）		
係留目的			
予定係留時間	月 日 時 分から		
	月 日 時 分まで 時間		
使用料	月 日 時 分から		
	月 日 時 分まで 係留 円		

備考 この様式は、小型船舶をポートパークに係留する場合又は小型船舶の係留で荷役が生じない場合に使用することができる。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第5条関係）

港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

申請者 コード		施設の種類	1 上屋 2 荷さばき地 3 野積場
施 設 コード		施設名称	
使用面積	m ²	使用区画 (区画名)	
使用予定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品名	個数・トン数

備 考			
	使用面積	使用(年・月・日)数	使用料

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 施設の種類は該当施設番号を で囲み、施設の種類ごとに記載すること。

3 印の欄は、記入しないこと。

4 添付書類

上屋の使用許可申請をする場合は、保管貨物の月別入出庫計画及び使用場所（貨物保管室を部分使用する場合に限る。）を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

【外航・内航】

港 湾 名	
申請者コード	
船 名	
信号符字 (コールサイン)等	
総トン数	
給水種別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給水希望日時	月 日 時 分
給水申込数量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希望給水場所	

希望給水場所 コード			
備 考			
	給水日時	給水量	使用料

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第5条関係）

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

申請者 コード			
施 設 コード	荷役機械 名 称		
信号符字 (コールサイ ン)等	船 名		
使用予定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
備 考			
	クレーン運転士氏名 免許書番号		

	使用日時	使用時間	使用料
--	------	------	-----

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 印の欄は、記入しないこと。

様式第6号（第5条関係）

港湾施設工作物設置許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり港湾施設に工作物その他の設備を設置したいので、鳥取県港湾法施行細則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

港湾名	港
港湾施設の名称	
目的	
使用面積	m ²

工 作 物 の 設 置	設置区分	新（増）設・既設
	工作物の名称種類及び構造	
	工事の実施方法	直営・委託（委託業者の名称）
	工事の期間	着手 使用開始の日から 日以内 完成 着手の日から 日以内
その他（申請理由・経緯等）		
添付図書		位置図（縮尺 ） 平面図（縮尺 ） 構造図（縮尺 ）
使用料		円
その他		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 設置区分及び工事の実施方法の欄は、該当する項目を で囲むこと。

3 印の欄は、記入しないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の港湾法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県港

湾法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「港湾法施行細則」を「鳥取県港湾法施行細則」に改める。